

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

民事再生法ってなあに？

Q : 最近、民事再生法という言葉をよく耳にしますが、どのような法律なのでしょうか。

A : これまでの和議法に代わるもので、再建型倒産手続の基本法です。

【解説】

和議法に代わる「民事再生法」が今年の12月に公布され、今年の4月1日に施行されました。

民事再生法は、これまでの和議法の欠点を是正し、中小企業者にとって使いやすい形で整備されています。

主な変更点は、①和議法では支払不能又は債務超過の状態に陥らなければ申請できませんでしたが、民事再生法では破産状態に至らない前段階での申請が可能、②和議法では申立てと同時に和議条件（再建計画案）を提出しなければなりませんでした。民事再生法では手続開始後の提出が可能、③和議法では担保権の行使が制限されないため、事業継続に必要な財産が担保権実行により失われるおそれがありましたが、民事再生法では担保権の実行としての競売の手続の中止を命令することができたり、担保権を消滅させることができる制度を導入していること、などです。

民事再生法の施行から1ヶ月余りでの申請件数は70件程度にのぼっている模様です。申請の大半は中小企業ですが、これまで申請した業種は、建設業、製造業、販売業、印刷業、不動産取引業、中華料理店、病院に至るまで様々で、上場企業でもノンバンクの日買信や東洋製鋼が申請しました。



KIMIYO・I